

**厨房ダクト・グリスフィルター等清掃業務  
仕様書**

**地方独立行政法人新小山市民病院  
事務部**

## 1. 趣旨

入院患者様が快適かつ安心して治療を受けられる衛生的な入院環境の整備及び病院職員が快適に診療に取り組める環境の整備を目的として、新病院へ移転した新たな新小山市民病院の厨房ダクト・グリスフィルター等清掃業務の受託者を募集するため必要な事項を定めるものとする。

## 2. 委託業務名称

厨房ダクト・グリスフィルター等清掃業務

## 3. 履行場所

栃木県小山市大字神鳥谷 2251 番地 1

地方独立行政法人新小山市民病院

## 4. 委託業務の内容

(1) 別紙① 厨房ダクト・グリスフィルター等清掃業務内容を参照

## 5. 提出資料

- (1) 業務履行に際し、予め業務工程表を提出すること。
- (2) 業務を実施した都度、業務報告書を提出すること。
- (3) その他、当院の求めに応じ、必要資料を提出すること。

## 6. 経費の負担

受託者は、次の経費を負担すること。

- (1) 業務に要する工具
- (2) 業務に要する機器
- (3) 業務に要する薬剤
- (4) 業務に要する材料
- (5) 業務に要する諸費用

## 7. 作業日時

病院運営に支障のない作業時間を、当院と協議のうえ決定すること。

## 8. 損害賠償

受託者の故意または過失により、当院、第三者、工作物およびその他の備品に損害を与えた場合は、受託者の責任において損害を賠償すること。

## 9. 業務の引継ぎ

履行期間終了後また解除による終了などに伴い次期業務受託者が決定されたと

きは、現行受託者の責任により、次期受託者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、良心的に受託業務の引継ぎを遅滞なく行うこと。

#### 1 0. 再委託の禁止

産業廃棄物の収集・運搬および処分を除き、本契約に基づく主幹業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

#### 1 1. 個人情報の保護

- (1) 業務履行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利侵害を侵害することのないよう努めなければならない。

#### 1 3. その他

- (1) 収集した汚泥・廃油は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づいて適正に処理すること。
- (2) 収集した汚泥・廃油の数量について、当院監督職員の確認を受けること。
- (3) 業務完成のうえは、検査を受け、作業写真および完成写真を取り纏めて提出すること。